

公益財団法人せたがや文化財団コンプライアンス方針

公益財団法人せたがや文化財団（以下「財団」という。）は、財団の使命を自覚し、コンプライアンスを遵守して社会的責任を果たすべく、働きやすい職場の実現と公正な業務の遂行に努めます。

また、役員及び職員のコンプライアンスに関する意識向上を図るとともに、財団の業務に関わるすべての個人・団体にも理解と協力を求めています。

1 コンプライアンスの定義 （規則第2条）

自ら定めた諸規程、規則、要綱、要領、基本方針及び業務マニュアルはもとより、財団が行うあらゆる活動の局面において関連する法令・条例・契約・規則等の社会ルールを遵守することを「コンプライアンス」とし、財団はこれらを遵守します。

（例）・労働基準法

- ・労働施策総合推進法(ハラスメント防止法)
- ・男女雇用機会均等法
- ・育児・介護休業法
- ・公益通報者保護法 など

2 適用範囲 （規則第3条）

この方針は、法人としての財団に加え、財団のすべての役員及び職員に適用します。

3 組織体制 （規則第7条～第12条）

財団は、コンプライアンスに係る諸規定を整備するとともに、教育・研修の実施をはじめ取組の推進、通報・相談があった場合の調査・報告、違反事例があった場合の再発防止策策定等の責任者を明確にし、コンプライアンスを遵守する体制を構築・維持します。

4 通報・相談 （規則第13条・第14条）

財団は、財団内に通報・相談窓口を設け、財団の特定部門や役職員によるコンプライアンスに反する行為が行われた場合、又はコンプライアンスに反するおそれが生じた場合の通報・相談をすべての役員及び職員に義務づけます。

なお、通報・相談は匿名によるものも受け付け、その旨を財団内に周知します。

5 調査・報告と是正・再発防止措置 (規則第 15 条・第 16 条)

通報・相談に基づき財団は事実関係について調査を行います。

調査の結果、コンプライアンスに反する行為が明らかになった場合、財団は、財団監事及び通報・相談者に調査結果を報告するとともに、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じます。

6 通報者・相談者の保護 (規則第 17 条)

財団は、通報又は相談したことを理由として通報者・相談者に対していかなる不利益取扱いも行わないことを定め、すべての役員及び職員にも義務付けます。

7 個人情報の保護 (規則第 18 条)

財団は、別途「個人情報保護方針」も定めており、通報・相談や調査を通じて個人に関わる情報の保護を図ります。

()内 : 公益財団法人せたがや文化財団コンプライアンス規則の関連項目
(平成 28(2016)年 4 月 1 日制定 令和 4(2022)年 7 月 1 日最新改正)